

入 札 説 明 書

令和6年1月9日千葉市公告第5号により公告した「特定健康診査・後期高齢者の健康診査・がん検診等受診券シール等作成・印字及び封入封緘業務委託」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

(1) 委託件名

特定健康診査・後期高齢者の健康診査・がん検診等受診券シール等作成・印字及び封入封緘業務委託

(2) 委託概要及び委託内容

がん検診等及び特定健康診査・健康診査について、年度当初（5月初旬）及び年度途中の転入者（特定健康診査については新規国保加入者）への受診勧奨を行うにあたり必要な受診勧奨資材の作成、宛名印字、封入封緘を行い、本市が指定する場所に納品する。

【委託内容】

- ア 受診勧奨資材（受診券、利用案内）の作成
- イ 本市が提供する宛名情報（氏名、住所等）の印字
- ウ 対象者の属性に応じた印刷物の封入封緘
- エ 履行場所への納品

(2) 委託内容の特質等

入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和7年1月31日まで

(4) 納入場所

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課 外5箇所

2 競争入札参加資格

競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
- イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法（令和14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
- エ 民事再生法（令和11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者

- オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (3) 平成30年度から令和4年度までに同種及び同規模の業務委託を履行した者であること。
 - (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークまたは TRUSTe を取得していること。
 - (5) ISMS（ISO/IEC27001、JISQ27001）または同等の情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 令和6年1月10日（水）～令和6年1月31日（水）
（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分まで。）
- (2) 提出場所 千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課
- (3) 提出物
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 納入実績調書
 - ウ イに記載した契約書写し
 - エ プライバシーマークまたは TRUSTe の登録証等写し
 - オ ISMS（ISO/IEC27001、JISQ27001）または同等の情報セキュリティマネジメントシステムの登録証等写し
- (4) 提出方法 契約事務担当課に持参または郵送により提出すること
持参の場合は日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分までとすること。
郵送の場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに8の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。
- (5) 確認通知 令和6年2月15日（木）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
 - 日時 令和6年3月1日（金） 午前10時00分
 - 場所 千葉市役所本庁舎2階 L会議室201入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記8の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、調達物品の金額のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額に消費税及び地方消費税を減算した金額を入札書に記載すること。

契約する額は、作成帳票部分については総価、封入封緘及び印字部分は単価とするが、入札書に記載する額は総価(単価契約部分については、予定数量に単価を乗じた額)とする。

(4) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

5 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない(入札前に委任状を提出すること)。

6 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

7 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記8の契約事務担当課で閲覧できる。

8 契約事務担当課

〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課

電話 043-238-9926

9 その他

(1) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。

(2) 契約締結について

この入札及び開札により落札者が決定した場合には、当該落札者は速やかに契約締結の手続きを行うものとする。

(3) 積算内訳書の提出

落札人は、ただちに積算内訳書を提出すること。

10 添付資料

(1) 入札の心得

(2) 契約書(案)

(3) 仕様書

(4) 入札参加資格確認申請書

(5) 委任状

(6) 入札辞退書

(7) 入札書

(8) 誓約書

(9) 納入実績調書